

平成 23 年 2 月 7 日

【照会先】

大臣官房総務課情報公開文書室

室 長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平(内線 7321)

(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成 23 年 1 月 21 日から平成 23 年 1 月 27 日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(11/2/7)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成23年1月21日～平成23年1月27日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	17	13	0	0	0	30
職業安定局	135	44	28	0	0	207
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	4	2	0	0	0	6
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	1	0	0	0	0	1
保険局	1	2	0	0	2	5
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	158	62	28	0	2	250

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	30
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	139
法令遵守違反に関するもの	1
その他	80

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成23年1月21日～1月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現在、市内で理容店を営んでいるが、近年、制度改正(理容業の振興指針等)が行われ、困惑している。 また、それに伴い理容店への立ち入り検査等についても保健所が実施しているところであるが、その実施範囲が一部の理容店だけに止まっており不公平感を感じている。 立ち入り調査については保健所であると思うが、国の立場からも立ち入り検査の徹底をしていただくようお願いしていただきたい。		理容店についての指導監督権限は各都道府県(政令市、中核市)又は保健所となること及びご要望については厚生労働本省へ伝える旨を回答いたしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成23年1月21日～1月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	17件	13件	0件	0件	0件	30件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	12件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現在の未払賃金立替払制度では、未払賃金の発生時期等により救済される範囲を限定している。 労働の対価として賃金をもらうのは労働者の当然の権利なので、救済範囲の制限を撤廃し、無制限にさかのぼって未払賃金を立替払するようになって欲しい。		未払賃金立替払制度では、企業倒産という発生原因に関わる未払賃金の立替払を行う事により、被害労働者の救済を図ることを目的とした制度であることから、本制度により立替払を受けることのできる未払賃金の範囲について、一定の要件を設けていることなどを説明し、御理解いただきました。
2	会社が就業規則を見せてくれないので、所轄の監督署に届けられた就業規則を見にいきたい。		使用者は就業規則を周知すべき義務を負っていることから、再度会社に依頼していただきたいが、どうしても拒むのであれば、労働者の方から監督署に開示請求していただく事により、開示することができる場合があることなどを説明し、御理解いただきました。
3	労働者が勝手に辞めたので解雇予告除外の認定を受けたいが、解雇予告除外認定制度について、認定基準を教えてください。		労働基準法第20条(解雇の予告)の趣旨と、条文にある解雇予告除外認定の基準となる「労働者の責に帰すべき事由」について事例を踏まえて説明したところ、御理解いただきました。
4	労働者の私が労働したと思われる時間に見合う賃金となっていないと思い、会社に私の労働時間について確認したが、会社も分からないと言っている。 事業主に労働者が労働した時間とそれに見合う賃金を把握させるよう義務化してほしい。		労働基準法では、労働実績と支払賃金の関係を明確に記録する等の主旨から、使用者は事業場ごとに賃金台帳を調製し、労働時間数等賃金計算の基礎となる事項や賃金額を記入しなければならない旨定めていることについて説明し、御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>これまで、厳しい収益状況の中、新規高卒者を採用する、賃下げ、リストラ等を行わないなど、地域社会に根ざした経営を行ってきた。</p> <p>今般、最低賃金が大幅に引き上げられることが議論されているが、もし性急にそのような政策が実施されれば、新規高卒者の採用どころか、事業を継続していくことすら困難になる。</p> <p>労働者の賃金の底上げという考え方自体を否定するものではないが、もっと地方経済の実情をよく考えて対策を進めてほしい。</p>		<p>最低賃金は地域における労働者の生計費、通常の事業の支払能力等を勘案して、公労使三者構成の地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。</p>
6	<p>最低賃金の改正に当たっては、効力発生日を賃金締切期間に合わせることを可能にしてもらいたい。</p> <p>効力発生日が期間の途中になるときは、最低賃金未滿となる労働者については、効力発生日以降、最低賃金額により賃金を計算する必要があり、事務処理が煩雑になる。</p> <p>当然、最低賃金は遵守するが、事務処理の労力等を考慮すると一律の運用ではなく、効力発生日以降の最初の賃金計算期間からの適用を認める等弾力的な運用を希望する。</p>		<p>現行の最低賃金法における最低賃金改正の際の効力発生日の取扱いについて説明し、御理解いただきました。</p>
7	<p>労災保険から休業補償を受給しているが、支給決定通知書に張られている目隠しシールは剥がれるおそれがある。同通知を封筒で郵送してもらえないか。</p>		<p>休業補償の通知については配達に係る費用等を勘案して目隠しシールを使用していること、目隠しシールについてはしっかりと貼付けて、情報漏えいがないように努めていることなどを説明し、御理解を求めました。</p>
8	<p>遺族補償年金受給者で、高校生の子供の労災就学援護費ももらってるが、事業仕分けなどによって減額されないか不安だ。</p> <p>学費やら学校に関する費用の支出補助として使っているので減額されると生活に困る。</p>		<p>就学援護費については、支給額に変更がない旨説明し、御理解いただきました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年1月21日～1月27日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	135件	44件	28件	0件	0件	207件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	19件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	119件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	68件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
3	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。
7	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
8	ハローワークの庁舎内に寒いところがあるので、改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、地球温暖化防止、CO2削減に配慮しつつ、利用者の皆様が快適に過ごすことができるよう、空調設備の設定温度を19度に設定している旨ご説明し、ご理解を求めました。
9	ハローワークの開庁時間を延長して欲しい。		開庁時間を延長しているハローワークと、土曜日に開庁をしているハローワークをご案内するとともに、インターネットにて、終日求人検索等が可能な、「ハローワークインターネットサービス」、「しごと情報ネット」等をご案内しました。
10	ハローワークインターネットサービスで求人を探しているが、ハローワークに求職登録していない人は、登録している人に比べて、見ることのできる求人内容が限られている。登録していなくても、同じ情報が見られるようにしてほしい。		求人事業所名等の詳細な情報をインターネット上で、ハローワークに登録している求職者以外の方にも公開するかどうかについては、事業主の意向を尊重している旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成23年1月21日～1月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	4件	2件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
1	均等法・育児法・パート法の報告徴収の際に記入を求められるヒアリング票の分量が多すぎる。育児法に係る部分は読んでも意味が分からない。数年間隔で訪問され企業にとって負担である。		企業の負担が過重なものにならないような調査方法を今後検討してまいりたい旨説明し、貴重なご意見として承りました。
2	法に基づく紛争解決援助実施における事業主への事情聴取中、室担当職員の口調が一方向的に決め付けているようで、尋問されているようだ、傷ついた。		今後の聴取に際しては、丁寧な聴き方、説明を行うよう留意する旨、説明しました。
3	セクシュアルハラスメントに係る男性被害者からの聴取は、男性職員に実施して欲しい。		貴重なご意見として承りました。
4	「育児・介護休業等に関する規則の規定例」は、内容が細かく複雑なため改正点が分かりにくい。このため、改正があった場合は、規定例の新旧対照表を作っただけだと理解しやすいと思う。		貴重なご意見として承りました。
5	小規模の病院では、看護師が妊娠すると、産休・育休で長期不在となるため、どうしても退職させる方向へもっていかざるを得ないというのが現実であり、また休業中の代替を雇おうとしても人がいない状況である。中小企業子育て支援助成金はお金のばらまきを行っているとは思えないが、この金を看護師その他専門職の養成に使っていただきたい。		育児休業制度の趣旨を説明し、ご理解いただきました。
6	中小企業子育て支援助成金について、申請期間を過ぎたため、申請できなかった育児休業取得者については、支給要件を満たしたとしても、支給対象となる人数にカウントしないほしい。また、人数のカウント方法について、パンフレット等に掲載してほしい。		支給要件を説明するとともに、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 高橋和久(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成23年1月21日～1月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	現在、病院で介護職員として勤務しているが、1人で体重・身長等の大きい患者さんを起こしたりするのは、非常に大変であり、腰等を痛めやすい。手が空いている人がいれば、手伝うことは可能であるが、規制がないため、いない時は無理してでも1人でしなければならない。 基準として病棟や病室に配置すべき介護職員の数は定められているようだが、2人で補助しなければならない場合等の制限が無いため、できれば制度や法律として作ってほしい。 この仕事は好きなので長く続けていきたいと考えているため、過度の肉体的な負担が無いように働けるようにしていただきたいとのご意見をいただきました。		現行制度として補助を行う際の規制等がない旨、ご説明いたしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成23年1月21日～1月27日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	2件	0件	0件	2件	5件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	柔道整復療養費を適正請求させるための提案。 (提案内容) 1, 負傷原因のレセプト記載 2, 領収書発行の完全義務化 3, 領収書に負傷名の記載 4, 柔道整復師へのかかり方 5, 骨折・脱臼の応急手当を除き医師の同意を必要とする 6, 看板に記載する内容の適正化		ご意見として組織内で共有することとしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。